

障害のある子どもへの支援について

1 目的

障害のある子どもの就学前の支援は、幼稚園、保育園、認定こども園、児童発達支援センターなど多様な場で行われており、一人一人に応じた指導などの点において乳幼児の教育・保育との親和性が高い。また、乳幼児期の特性を踏まえて特別支援教育を進めていくことにより、将来にわたる生きる力の基礎を培う経験を積み重ねるとともに、早期に個に応じた支援を行うことで、子どもの健やかな成長を支えることができる。

こうしたことから、障害のある子どもを始めとする園児の健全な発達を支えるために、幼児教育・保育施設の機能を十分に生かした受入体制や支援体制等について意見聴取する。

2 幼稚園・保育園等の役割

(1) 障害のある子どもの理解

障害のある子どもが安心して園生活を送りながら、その能力や可能性を伸ばしつつ、一人一人が抱える生活上の困難を改善できるよう、障害や発達上の課題に応じた早期からの支援が必要とされている。

すでに療育機関、専門機関に相談している子どもについては、園と専門機関が連携を図り、障害のある子どもに応じた手立てを検討していくことが必要である。また、発達障害等の可能性がある子どもについては、子どもの様子や支援が必要となる場面について整理し、生育環境や成育歴など経験不足から生じている可能性について併せて考え、園から保護者に対して、子どもの理解や対応について支援していくことが必要である。

他の子どもにとっても、園生活を通して多様な人と出会い、関わり、共に過ごすことは、園生活を豊かなものにするとともに、共生社会の構築に向けた基盤となるため、一人一人の特性をその子らしさとして受け止め、助け合える関係を保育で育むことが大切である。

(2) 個別の支援

子どもの興味や関心を生かした保育や、得意なことを伸ばしつつ苦手なことにも挑戦する体験の積み重ね等、個に応じた適切な支援を行うために、専門的、客観的な視点から実態を捉え、個別支援計画に反映させていくことが必要である。こうした子どもの状況や配慮等について正しい理解と認識を深めていくために、職員間の連携やケース会議での手立ての検討・共有等、園全体で対応していくことが大切である。

(3) 保護者との連携

保護者の不安を受け止め、寄り添うために、保護者が相談しやすい雰囲気づくりや園内の体制の整備が求められている。まずは、子どもの興味・関心や成長の様子、子どもが困っている場面とその際に保育者が行っている手立てを細かに伝え、家庭での様子や手立てについて聞き、共に考えていく姿勢をもつことが大切である。

障害等の可能性がある子どもについては、保護者の障害受容を急がず、心の揺れなど保護者の状況を理解し、専門機関との連携を視野に入れつつ、長期的な視点を持ちながら、保護者の気持ちや取組を支えつつ信頼関係を構築することや、保護者の要望などを園が受容していくことが必要である。

(4) 小学校との接続

小学校との接続に当たっては、個別支援計画等を活用し、園等での支援の過程や子どもの成長について情報共有し、小学校と連携を図りながら就学を支援することで滑らかにつないでいく必要がある。

また、就学に当たっては、保護者の意向や本人の教育的ニーズ等を整理し、子どもの能力を最大限に伸ばす適切な就学先について、保護者と共に考える就学・教育相談の仕組みがあることを知らせ、保護者と連携した接続体制を整えていくことが必要である。

3 本市の幼稚園・保育園等での取組

(1) 障害のある子どもの理解

障害のある子どもが、他の子どもと安心して遊びや生活を送ることができるよう、遊びや生活上の困難さ、健康状態等の実態把握を丁寧に行い、居心地のよい環境を整える、子どもの意向を尊重し、可能な限り他の子どもと共に過ごすなど、合理的配慮のもと保育を展開している。

他の子どもとの関わりにおいては、他の子どもが、障害のある子どもの特性をその子らしさとして受け止め、認め合う関係となるよう、障害のある子どもが生活や遊びの中で得意なことや興味・関心があることを生かした役割や係を持ち、力を発揮できるように支援している。また、保育者が障害のある子どもとの関わり方のモデルとなるよう、障害のある子どもの思いを汲み取って言語化する、障害のある子どもが興味・関心のある遊びを取り入れ一緒に楽しむなどしている。

(2) 個別の支援

障害のある子どもが自分の力で安心して行動できるよう、生活動線や活動内容を子どもの視点から常に見直しているほか、絵カードを活用した意思疎通、気持ちが落ち着く場所の設定、見通しを持つことができるスケジュール等の視覚支援など、個々の子どもに応じた支援を行っている。また、障害のある子どもの意欲を引き出すために、子どもの取組や様子を肯定的に捉えた関わりをし、自信につながるように支援している。

園全体の支援体制としては、障害のある子どもの実態に応じて、特別支援教育アシスタント、障害児加配保育士、看護師等を配置してチーム保育を行っている。職員の専門性の向上については、特別支援教育コーディネーターや発達支援コーディネーターの養成を行い、コーディネーターを中心とした実態の適切な把握、必要な支援の内容についての検討や、職員間で多面的・多角的に話し合うケース会議を行っている。また、障害のある子どもの理解や支援等について理解を深めるため各種研修会へ参加している。

園では、遊びや生活が連続性を持ち、一貫した支援となるよう個別支援計画を作成するとともに、個に応じた適切な支援に向けて、個々の障害に関する専門的な知識や支援の方法について学ぶことができるよう、専門家チーム委員による巡回相談指導、療育センターによる施設支援、保育所等訪問支援、乳幼児教育保育アドバイザーによる支援などを活用している。

(3) 保護者との連携

すでに療育や専門機関と関わりのある子どもについては、専門機関などと連携を図りながら、保護者の意向も踏まえた長期的な支援体制の構築に努めている。発達障害等の可能性がある子どもについては、日々の様子や集団生活での様子について保護者に丁寧に知らせるとともに、保護者から子どもが困っている状況などについて聞き取り、子どもの実態について共通理解を図りながら、その要因と対応について共に考え、必要に応じて専門機関につなぐなど、早期発見・早期対応のための支援を行っている。

保護者は一人で悩みを抱えている場合もあるため、保護者との信頼関係を作りながら、親族等の協力が得られているか、兄弟姉妹の対応に困難が生じていないかなど、家庭の状況や背景について聞き取り、気持ちを汲み取りながら支援している。また、子どもや保護者の様子に応じて、保育時間外や夏休みなど、子どもの生活能力向上のための訓練等を継続的に提供できる放課後等デイサービス事業の利用について情報提供をしている。

加えて、乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先が記載されているリーフレットや5歳児発達相談の案内などを配布し、保護者が子どもの成長・発達についての悩みを相談できる本市の窓口について情報提供している。

(4) 小学校との接続

小学校との接続に当たっては、子どもが安心して小学校で生活を送ることができるよう、子どもが興味・関心があること、得意なこと、頼りにしている友だち、気持ちが落ち着く場所や方法など、園での支援で得た子どもの実態について小学校と情報共有するなどの連携をしている。

また、就学先の決定に当たっては、保護者からの申込を受けて就学相談を行っており、個に応じた教育を受けられるようにするため、保護者の意向や本人の教育的ニーズを踏まえた適切な就学先について情報提供を行うとともに、子どもの状況や必要な支援等について就学先の小学校と情報共有を行っている。

4 本日も意見いただきたいこと

(1) 障害のある子どもが安心して園生活を送るために必要な支援体制について

(2) 小学校との円滑な接続のために必要な視点について